

平成23年(ワ)第1291号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外299名

被告 四国電力株式会社

## 準備書面(1)

2012年 5月 22日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 薦 田 伸 夫

弁護士 東 俊 一

弁護士 高 田 義 之

弁護士 今 川 正 章

弁護士 中 川 創 太

弁護士 中 尾 英 二

弁護士 谷 脇 和 仁

弁護士 山 口 剛 史

弁護士 定 者 吉 人

弁護士 足 立 修 一

弁護士 端 野 真

弁護士 橋 本 貴 司

## 第1 冷却用海水ポンプの危険性

- 1 伊方原発は、いずれも、冷却用海水ポンプによって汲み上げた海水によって、2次冷却水と非常用ディーゼル発電機を冷却している。
- 2 冷却用海水ポンプは電動モーターを動力としていることから、海水に冠水すると、その機能を喪失する。
- 3 福島第一原発の事故も、津波によって冷却用海水ポンプが機能を喪失したことが原因であるとされている(アーニー・ガンダーセン「福島第一原発—真相と展望」集英社新書21頁～)
- 4 冷却用海水ポンプは、海面近くに設置されており、水密構造とはなっていない。
- 5 従って、それほど高くない津波であっても、冷却用海水ポンプが冠水して機能を喪失し、2次冷却水と非常用ディーゼル発電機の冷却が出来ず、炉心溶融事故に至る危険がある。

## 第2 埋立による危険性

- 1 伊方原発の敷地はその殆どが埋立地である。
- 2 地震による液状化現象によって、伊方原発の建屋や施設等が損壊し、重大事故に至る危険がある。

## 第3 深層崩壊の危険性

- 1 伊方原発の後背地は地すべり地帯である上、急峻な傾斜地である。
- 2 地震によって後背地が深層崩壊し、伊方原発の建屋や施設等が損壊し、重大事故に至る危険がある。

以上